令和６年能登半島地震に係る災害により被災された皆様へ

令和６年能登半島地震により被害を受けられた皆様に心からお見舞いを申し上げます。
共済組合の災害被害に係る取扱いについてお知らせします。

CONTENTS

1 医療機関で提示する「組合員証(保険証)」の取扱い …… P1
2 一部負担金等の徴収の猶予 …… P1～2
3 災害見舞金の給付 …… P3～8
4 その他（災害見舞品、弔慰金、埋葬料、災害貸付） …… P9～10
◉こころの相談室 …… P11

1 医療機関で提示する「組合員証（保険証）」の取扱い（任意継続組合員を含む）

被災により組合員証および組合員被扶養者証(以下「組合員証等」)を紛失または住居等に残したまま避難したために、現在お手元にない場合について、次のような対応を行っています。

① 組合員証等がない場合の医療機関等での受診

被災により、組合員証等を提示できない場合、「氏名」「生年月日」「連絡先（電話番号等）」「組合員の勤務先の名称」などを申し出ることで医療機関等を受診することができます。※詳しくは、受診する医療機関等でご確認ください。

② 組合員証等の再発行

被災により組合員証等を紛失した場合は、勤務先の市町村等の共済組合担当課で再交付申請を行ってください。なお、勤務先への再交付申請が困難な場合には、直接、共済組合保健課（076-263-3367）へご連絡ください。

2 一部負担金等の徴収の猶予

(1) 徴収を猶予する一部負担金等の範囲

保険医療機関等における以下の一部負担金等の支払いについては、組合員または被扶養者から保険医療機関等への直接の支払いに代えて、共済組合が保険医療機関等に支払うとともに、共済組合が組合員から一部負担金等相当額を徴収する整理とし、その徴収を猶予します。

[徴収猶予の対象となる一部負担金等]

- **一部負担金**
- **保険外併用療養費に係る自己負担額**（食事療養標準負担額または生活療養標準負担額に相当するものは除く）
- **訪問看護療養費に係る自己負担額**
- **家族療養費に係る自己負担額**（食事療養標準負担額または生活療養標準負担額に相当するものは除く）
- **家族訪問看護療養費に係る自己負担額**

(2) 対象者の要件

Aおよび**B**のいずれにも該当する者であること。

A	令和６年能登半島地震に係る災害救助法（昭和２２年法律第１１８号）の適用市町村に住所を有する（災害発生以降、適用市町村から他の市町村に転入した場合を含む。）地方公務員等共済組合法（昭和３７年法律第１５２号）の組合員または被扶養者であること。
B	令和６年能登半島地震により、次のいずれかの申し立てをした者であること。 ①住家の全半壊、全半焼、床上浸水またはこれに準ずる被災をした旨 ②主たる生計維持者が死亡し、または重篤な傷病を負った旨 ③主たる生計維持者が不明である場合 ④主たる生計維持者が業務を廃止し、または休止した旨 ⑤主たる生計維持者が失職し、現在収入がない旨

(3) 一部負担金徴収猶予の方法等

上記(2)の要件**A**および**B**のいずれにも該当する者で、一部負担金等の徴収猶予を希望する場合には、その旨を口頭で保険医療機関等の窓口でご申告ください。

なお、徴収を猶予した一部負担金等の請求については、猶予期間終了後に別途通知いたします。

※本来、一部負担金等の徴収猶予を受ける場合には、共済組合にその旨を申請し、当該猶予に係る証明書の交付を受けることとされておりますが、災害により保険医療機関における組合員証等の提示ができない場合は、当面の間、当該証明書の交付手続きは省略いたします。

【医療費の窓口負担の支払い猶予（イメージ）】

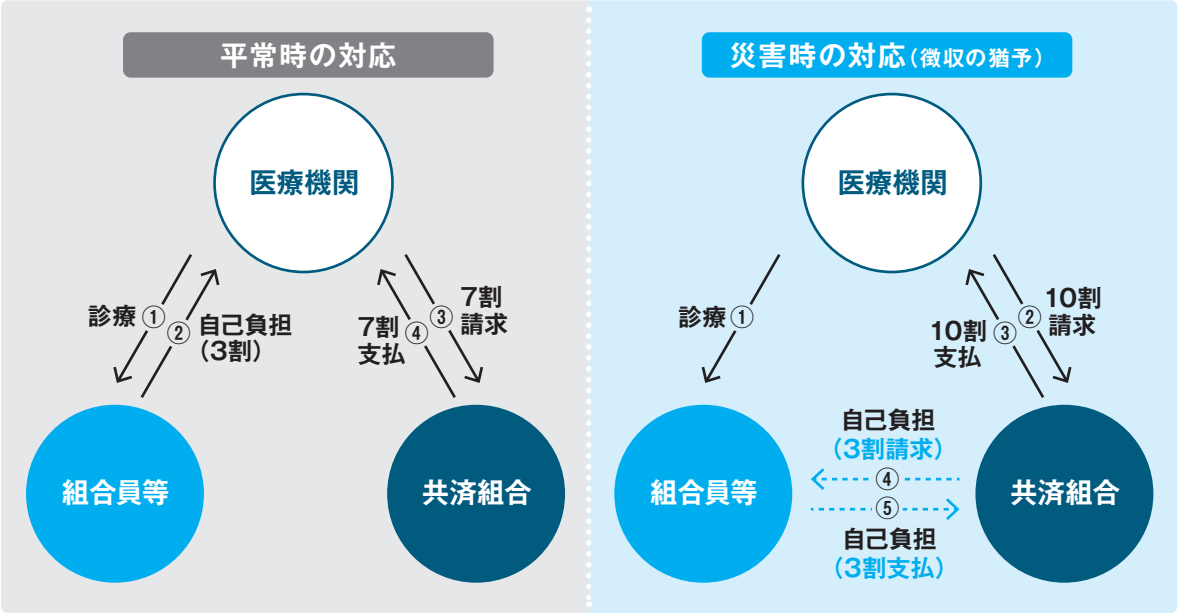

(4) 取扱いの期間

当面、令和６年４月までの診療分および調剤分の一部負担金等について、令和６年9月末まで徴収を猶予します。

「組合員証（保険証）」および **「一部負担金等」**についてのお問い合わせ	共済組合保健課　TEL 076-263-3367

3 災害見舞金の給付

組合員が非常災害（盗難は除く）によって住居や家財に損害が生じたときは、その損害の程度に応じて、「災害見舞金」が給付されます。また一定以上の損害には災害見舞品が支給されることがあります。
その額は、住居と家財について別々に算定しますが、合算して**標準報酬の月額の3ヵ月分が上限**となります。
なお、同一世帯に組合員が２人以上いる場合は、それぞれに支給されます。

＜能登半島地震における**住居および家財の損害の判断基準表**＞

住居の損害		住居の損害月数	家財の損害		共済組合損害程度月数
			損害の判定	損害程度月数	
市町村長等のり災証明書区分	全　壊	2ヵ月分	全部が滅失とみなす	2ヵ月分	3ヵ月分
	大規模半壊・中規模半壊	1ヵ月分	2分の1が滅失とみなす	1ヵ月分	2ヵ月分
	半　壊	1ヵ月分	3分の1以上滅失した場合	0.5ヵ月分	1.5ヵ月分（上限）
	準半壊・一部損壊	3分の1以上滅失した場合のみ 0.5ヵ月	3分の1以上滅失した場合	0.5ヵ月分	1ヵ月分（上限）
浸水によって平屋建の家屋（家財を含む）が損害を受け、その認定が困難なとき		床上120cm以上			1ヵ月分
		床上30cm以上			0.5ヵ月分

住居とは

- 現に組合員が生活の本拠として居住する建造物をいい、自宅、公務員宿舎、公営住宅、借家、借間等を問いません。ただし、普段使用していない別棟の離れ屋、物置、車庫、門および塀は住居に含みません。

家財とは

- 住居以外の社会生活上必要な一切の財産をいい、山林、田畑、宅地、貸家等の不動産および現金、預貯金、有価証券等は含みません。

※自家用車については、原則として、通勤車両以外の自家用車は家財に含めませんが、このたびの令和6年能登半島地震による災害に限り、通勤車両以外の社会生活上必要なものとして使用する組合員および被扶養者の自家用車（農耕用・営業用車両は除きます。）についても、家財に含めることとしました。ただし、組合員1台、被扶養者それぞれに1台を上限とします。

損害の程度とは

- 損害の程度は、住居または家財を換価して判定します。
- 住居の損害程度については、市町村が発行する「り災証明書」に記載されている「り災の程度」を基に判定を行います。
- 「り災証明書」の判定が「半壊」以上の場合に支給対象となります。「り災証明書」判定が「準半壊」「一部損壊」の場合、被災前の評価額と損害の割合が３分の１以上の損害の場合に支給対象となります。また、浸水で平屋建ての家屋の損害の認定が困難な場合でも、床上30㎝以上の場合に支給対象となります。
- 家財の損害程度については、「り災証明書」が「全壊」「大規模半壊」「中規模半壊」の場合は、家財についても住居と同様の判定とします。

※上記の損害認定基準は地方公務員等共済組合法運用方針で定められており、平屋建家屋の場合においての基準となっていますが、1階の相当部分が住居である場合に限り、2階建てもしくは3階建ての家屋についても適用します。

請求手続きについて

「災害見舞金（品）請求書」等に必要書類を添付のうえ、勤務先の共済事務担当課を通して共済組合へ提出してください。

＜損害区分別の提出書類一覧表＞　○：必要　×：不要

必要書類等	り災証明書の住居の損害程度				備考
	全壊	大規模半壊・中規模半壊	半壊	準半壊・一部損壊	
災害見舞金（品）請求書★	○	○	○	○	P5に記入例があります。
災害見舞金支給調査書★	○	○	○	○	P7･8に記入例があります。
り災証明書	○	○	○	○	原則、原本とします。 ※原本証明のある写しは可
損害箇所のわかる写真	○	○	○	○	できれば多方面から、複数枚。
被災住居の平面図	×	×	○	○	判定が「半壊」以下の場合、被災箇所を朱書きで示してください。
固定資産税納税通知書 固定資産税課税明細書	×	×	×	○	
住居の修理に要した費用の見積書	×	×	×	○	
家財のり災内訳書★	×	×	○	○	家財に損害を受けた場合に必要 P6に記入例があります。

★請求書等については、勤務先の共済事務担当課にお尋ねいただくか、共済組合ホームページに掲載していますのでご利用ください。

ホーム ▶ 各種手続き ▶ 申請書類ダウンロード ▶保健課 ▶短期給付関係

＜留意事項＞

①災害見舞金等については、給付事由の生じた日（り災した日）から2年間請求を行わないときは、時効により消滅します。

②別居の被扶養者が被災した場合、組合員の生活の本拠および被災した被扶養者の生活の本拠を合算して1件の住居とみなして、損害の程度を判定することになりますので、ご注意ください。

③倒壊等の危険により住居の取り壊しが必要な場合または、取り壊した場合もしくは、住居に危険はないが危険区域にあること等により立ち退き命令を受けた場合は、全壊として取扱います。その場合は、建築業者等からの「取り壊しに係る証明書」または、市町村長等の「立ち退きに係る証明書」を提出してください。

④建築中の建物については、支給対象外とします。

⑤場合によっては、上記以外の書類の提出をお願いすることがありますので、あらかじめご了承ください。

上記書類をすべて提出いただいた場合でも、支給要件に該当しないと判定したときは、災害見舞金は支給されませんので、あらかじめご了承ください。

記入例は…
◀「災害見舞金（品）請求書」はP5へ　◀「家財のり災内訳書」はP6へ
◀「災害見舞金支給調査書」はP7･8へ

記入例

災害見舞金（品）請求書

共済組合受付日付印　　所属所受付日付印

決裁	課長	合議	担当

災害見舞金
災害見舞品　請求書

※定額		
	災害見舞金	円
	災害見舞品	円
	計	円

記入は不要です。

組合員証記号番号	000 － 0000	組合員氏名	共済　太郎	所属機関	○○市役所
市区町村長、消防署長又は警察署長の証明	り災者氏名	共済　太郎	り災年月日	令和 6 年 1 月 1 日	
	り災の場所	石川県○○市○○町○○○番地			
	り災の原因及びその状況	令和6年1月1日の能登半島地震により家屋が倒壊した。			
	損害の程度	半壊			
	上記のとおり証明する。 令和 6 年 0 月 00 日 証明者　職名　○○消防長 氏名　○○　○○　印				
標準報酬月額	一般職（　　） 00 等級　000,000 円	※損害の程度	月	災害見舞金	円
	任意継続組合員標準報酬月額〔　　円〕			災害見舞品	円

記入は不要です。

上記のとおり請求します。
石川県市町村職員共済組合理事長　様
令和 6 年 0 月 00 日
組合員（請求者）　住所　石川県○○市○○町○○番地
氏名　共済　太郎

上記の記載事項に誤りがないことを確認しました。
令和 6 年 0 月 00 日
所属所長　職名　○○市長
氏名　○○　○○

1. 別居している被扶養者が災害を受けた場合は「摘要」欄に組合員に係る住居及び家財についての状況を詳しく書いてください。
2. 任意継続組合員は、給料欄に退職の際の掛金の標準となった給料を記入し、〔　〕には任意継続掛金の標準給料額を記入してください。
3. ※欄は記入しないでください。
4. 添付書類：「り災証明」の写し・災害見舞金支給調査書・災害写真・新聞記事など災害の程度が客観的に判定できる資料。

別途、市町村が交付するり災証明書を添付された場合、この欄の証明は不要です。

記入例　家財のり災内訳書（No.1～5まであります）

家財のり災内訳書

No.1

品名		り災前 数量	り災前 価格	損害額 数量	損害額 価格	り災率 (%)	備考
家具・什器	洋ダンス類	5	250,000	2	100,000	40.00	
	和ダンス類						
	整理ダンス類						
	サイドボード類						
	応接セット						
	食卓セット類						
	食器棚類						
	本棚類						
	鏡台						
	仏壇類一式	1	1,000,000	0	0	0	
	ジュータン						
	カーテン						
	下駄箱						
	ベッド						
	小計	6	1,250,000	2	100,000	8.00	

①家財の見積り額は、社会通念による時価とすること。
②被害を受けなかったものも記入すること。
③所持していない物は抹消し、追加があれば書き加えること。
④備考欄には、修理代、焼失、使用不能等の状況を明記すること。

被害を受けなかったものも記入してください。

「り災率」欄は、損害額÷り災前額×100%を記入してください。

「損害額」欄は、再取得価格（同程度の購入価格）を記入してください。

No.1～5のすべての「小計」欄を記入してください。

No.1～5の合計を記入してください。

「災害見舞金」についてのお問い合わせ　共済組合保健課　TEL 076-263-3367

記入例

災害見舞金支給調査書

（別紙様式第6号）

災害見舞金支給調査書

組合員氏名	共済　太郎	り災日時	自　令和 6 年 1 月 1 日　時
組合員証記号番号	000 － 0000		至　令和 6 年 1 月 1 日　時
り災の場所	石川県〇〇市〇〇町〇〇〇番地		
り災の状況及びその顛末	令和6年1月1日の能登半島地震により家屋が倒壊した。		

り災の程度

住居又は家財の名称		見積額 り災前（円）	見積額 損害（円）	り災率（%）	備考
住居		〇,〇〇〇万円	〇,〇〇〇万円	〇〇%	別途見積書のとおり 木造・2階建て
家財	家具	〇〇〇万円	〇〇万円		家財のり災内訳書のとおり
	衣類	〇〇〇万円	〇〇万円		〃
	その他	〇〇〇万円	〇〇〇万円		〃
	合計	〇〇〇万円	〇〇〇万円		〃
※認定	給料の　　ケ月分				

り災状況の写真又は見取図	写真	調査年月日	令和　年　月　日
		調査担当者職氏名	
		調査立会人職氏名	
		備考	

理事長	事務局長	課長	係

※欄は記入しないでください。

組合員と別居している被扶養者の住居がり災した場合においても災害見舞金の支給対象となるので、別居している被扶養者の住所を記入してください。
ただし、その場合は、組合員の住居および家財を合計して損害割合を算出します。

できるだけ詳しくり災状況を記入してください。

り災証明書の判定が「半壊」以上の場合は、り災証明書に記載されているり災内容を記入してください。「準半壊」以下の場合は、業者の見積書を添付してください。
また、住居の構造および平屋もしくは２階建て以上の建物か記入してください。

家財の損害については、「家財のり災内訳書」に基づき家具、衣類、その他の種別ごとに集計して、その集計額を記入してください。

損害程度のわかる写真を複数枚添付してください。
床上浸水の場合は、定規や巻尺をあてるなどして浸水の高さが判別できる写真を添付してください。

「災害見舞金」についてのお問い合わせ　共済組合保健課　TEL 076-263-3367

4 その他（災害見舞品、弔慰金、埋葬料、災害貸付）

災害見舞品

災害見舞金の支給を受けた組合員のうち、次の要件に該当する場合は、「災害見舞品」が支給されます。

◇支給額

- 災害見舞金の算定基礎となった月数が２月以上の場合 …… **50,000円**
- 災害見舞金の算定基礎となった月数が2月に満たないが、災害救助法が適用される災害（令和６年能登半島地震）が要因であった場合 …… **30,000円**

◇請求手続き

当該見舞品については、「災害見舞金」の請求をもって災害見舞品の請求があったものとします。

弔慰金・家族弔慰金

天災その他の非常災害によって死亡したときは、「弔慰金」（被扶養者の場合は「家族弔慰金」）が支給されます。ここでいう「非常災害」とは、おもに天災をさしますが、列車の脱線や航空機の墜落などの“予測し難い事故”も含まれます。なお、弔慰金が支給される場合でも、埋葬料は支給されます。

◇支給額

- **弔慰金**（対象者：組合員）…… **標準報酬の月額の1ヵ月分**
- **家族弔慰金**（対象者：被扶養者） …… **標準報酬の月額×70/100**

◇請求書類

- 「弔慰金・家族弔慰金請求書」
- 市町村長または警察署長の証明（り災証明書） ※令和6年能登半島地震により死亡したことがわかるり災証明書
- 組合員が死亡した場合は、通帳の写し（振込先の確認のため）
- 被扶養者でない人が請求するときは、上記書類と遺族の順位が確認できる書類（戸籍謄本等）

埋葬料・家族埋葬料（埋葬料附加金・家族埋葬料附加金）

組合員やその被扶養者が死亡したときには、「埋葬料」（被扶養者の場合は「家族埋葬料」）が支給されます。（組合員の場合、公務外の原因による死亡に限ります。）なお、被扶養者がいない場合は、実際に埋葬を行った人に「埋葬料」が支給されます。

◇給付額

- **組合員本人が死亡したとき** …… 埋葬料 **50,000円** ＋ 埋葬料附加金 **50,000円**
- **被扶養者である家族が死亡したとき** 家族埋葬料 **50,000円** ＋ 家族埋葬料附加金 **50,000円**

◇請求書類

- 「埋葬料・家族埋葬料請求書」
- 市町村長の埋葬許可証または火葬許可証の写し
- 通帳の写し（振込先の確認のため）
- 被扶養者でない人が埋葬料を請求するときは、埋葬や葬儀に要した費用の額を確認できる領収書等

［ 埋葬や葬儀に要した費用とは ］

- **認められるもの** …… **霊柩車代、火葬料、葬式の供物および僧侶への謝礼** など
- **認められないもの** …… 葬儀の際の参加者の接待費用、香典返しの費用 など

「災害見舞品」「弔慰金」「埋葬料」についてのお問い合わせ	共済組合保健課　TEL 076-263-3367

災害貸付（災害見舞金の支給対象となったものに限る）

組合員が水震火災、その他の非常災害（以下「災害」という。）により損害を受けた場合、次の災害貸付を利用することができます。※任期の定めのある組合員（再任用職員・短期組合員等）は、償還額と給料月額との制限により、貸付を受けることができない場合があります。

①災害家財貸付（利率：0.93%）

組合員の家財に災害および盗難等による損害を受けた場合

貸付限度額	給料月額6月分（最高200万円）【5万円単位（10万円～200万円）】
審査基準	災害見舞金の給付対象となった損害の程度に応じた金額 ・家財の全部および2分の1以上が焼失し、または滅失したとき →給料の6月分に相当する金額（当該金額が200万円を超えるときは200万円） ・家財の3分の1以上が焼失し、または滅失したとき →給料の3月分に相当する金額（当該金額が120万円を超えるときは120万円）
償還方法	貸付けた翌月から毎月元利均等償還により、給与から控除。

②災害住宅貸付（利率：0.93%）

組合員の住宅または住宅の敷地に係る災害による損害を受けた場合

貸付限度額	給料月額×組合員期間に応じた月数 ※組合員期間に応じた最低保証額あり （最高1,800万円）【10万円単位（100万円～1,800万円）】
審査基準	災害見舞金の給付対象となった損害の程度に応じた率を乗じて得た金額 ・住宅の全部が焼失し、または滅失したとき→100% ・住宅の2分の1以上が焼失し、または滅失したとき→50% ・住宅の3分の1以上が焼失し、または滅失したとき→30%
償還方法	貸付けた翌月から毎月元利均等償還とボーナス併用償還により、給与もしくは期末手当等から控除。1年以内の元金償還猶予期間（利息のみ償還）を設けることができる。

③災害再貸付（利率：0.93%）

住宅貸付または災害住宅貸付を受けている組合員が居住する住宅または敷地に係る災害による損害を受けた場合（法の規定による災害給付の支給を受ける程度の損害に限る）

貸付限度額	給料月額×組合員期間に応じた月数 ※組合員期間に応じた最低保証額あり （最高1,900万円）【10万円単位（100万円～1,900万円）】
審査基準	災害見舞金の給付対象となった損害の程度に応じた率を乗じて得た金額 ・住宅の全部が焼失し、または滅失したとき→100% ・住宅の2分の1以上が焼失し、または滅失したとき→50% ・住宅の3分の1以上が焼失し、または滅失したとき→30%
償還方法	貸付けた翌月から毎月元利均等償還とボーナス併用償還により、給与もしくは期末手当等から控除。1年以内の元金償還猶予期間（利息のみ償還）を設けることができる。

「災害貸付」についてのお問い合わせ　共済組合福祉課　TEL 076-263-3366